

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

「児童相談所に配置される弁護士等を対象とした研修の効果的な実施方法に関する調査研究報告書」

<実施主体名>

社会福祉法人 横浜博萌会

<研究の概要>

[目的]

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）において、児童相談所に弁護士を配置又はこれに準ずる措置を行うものとする規定された。そのため、児童相談所に勤務する弁護士を対象とする研修の必要性が高まったことを受けて、本研究では、試行的に弁護士研修を実施し、児童相談所に配置された、もしくは既に勤務する弁護士が、児童相談所における実務を学ぶ上で有効な研修を明らかにすることを目的とする。

[方法]

1. 研究体制

以下の成員からなる研究班を設けた（児童相談所業務経験の豊富な弁護士3名、児童相談所経験者3名、研修事業経験者4名）。

2. 実施内容

(1) プログラム策定

「児童相談所に配置された弁護士を対象とした研修制度に関する調査研究」（平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）の報告（以下、29年度報告）を踏まえて、研究班内で協議して研修プログラムを作成した。

(2) 研修実施

児童相談所に勤務する弁護士を対象に、講義と事例検討で構成した2日間の研修を平成30年10月に実施した。受講者は48人で、児童相談所勤務経験は平均3.3年だった。

(3) 研修評価

各科目の満足度、29年度報告に記された到達目標の達成に役立つ度合いの評価等について、研修終了時にアンケート調査を実施し、全員から回答を得た。

[結果]

受講者の評価を分析した結果、以下の考察が得られた。

- ・児童相談所の勤務経験が少ない弁護士にとって、児童相談所の業務に関する研修は有益である。
- ・児童相談所への関与度が高い弁護士は、援助方針会議等の意思決定場面に関与するため、他職種の専門性の理解、ソーシャルワークに貢献する知見など、児童相談所の業務に踏み込んだ高度な研修内容を求めている。
- ・事例検討は、児童相談所への関与度の多寡にかかわらず、どの弁護士も意義があり有効だと感じている。
- ・児童相談所への関与度が高い弁護士ほど、証拠が明確でないケースなど、司法判断が困難なケースの検討を積み上げていくことを求めている。
- ・心理学や精神医学の知見に興味をもつ弁護士は多い。児童相談所への関与度が高い弁護士は、心理学と法的対応を結び付けて理解を深めたいと望んでいる。